

令和6年11月議会 建設水道委員会資料

請願第6号 長崎市営松山陸上競技場の現在地存続を求める請願について

(目次)	(ページ)
1 請願第6号に対する市の見解	2
2 検討経過について	4
3 長崎市民総合プールと陸上練習場の再配置先	10
4 請願の趣旨に対する市の考え	11

土木部

令和6年11月

1 請願第6号に対する市の見解

平和公園スポーツ施設の再配置については、長崎市と佐世保市を結ぶ高規格道路の計画である「長崎南北幹線道路と西彼杵道路」の計画ルートに、平和公園西地区のスポーツ施設が影響を受けることから、平和公園西地区の再整備計画とスポーツ施設の再配置について、令和3年6月に附属機関である「長崎市平和公園再整備基本計画検討委員会（以下「検討委員会」という。）」を設置し、検討を進めてきました。

令和4年8月には、長崎市民総合プールを平和公園の陸上競技場に配置し、陸上競技場は「都心部におけるまちづくりの考え方と整合を図りながら整理していくこととし、再配置先も含めた施設のあり方については、別途検討する」との内容で、検討委員会において整理されたところです。

その後、「長崎市営松山平和運動公園を守る会（以下「守る会」という。）」より「一部のスポーツ施設の利用者だけが不利益を大きく被ることがないよう、慎重丁寧な調査検討を求める請願」が令和4年11月議会に提出され、採択されました。

これを受け、幅広い視点からより透明性の高い調査検討を行うため、令和5年7月、検討委員会の中に「長崎市平和公園スポーツ施設の再配置に関する再検討部会（以下「再検討部会」という。）」を設置し、部会には陸上と水泳の競技団体、市民団体などを新たに委員として加えた中で、丁寧に検討を進めてきました。

この再検討部会では、プールだけでなく陸上練習場の候補地も併せて検討を行い、各候補地のアクセス性、経済性に加え、将来性、近隣施設との連携性及び特徴や課題など多角的視点から検討がなされ、その内容は令和6年5月に開催された検討委員会と再検討部会の合同会議に報告され、そのうえで調査審議が行われました。6月7日には、検討委員会及び再検討部会の会長、部会長の連名にて、審議結果の中間報告が長崎市に行われたところです。

この中間報告では、「中部下水処理場跡にプールを配置し、陸上競技場を存続する案」と「陸上競技場にプールを配置し、中部下水処理場跡に陸上練習場として400mトラックを再配置する案」に絞られ、経済性の点、陸上と水泳の両競技において必要な環境が確保できる点などから、「陸上競技場にプールを配置し、中部下水処理場跡に陸上練習場として400mトラックを再配置する案」を支持し肯定する意見が多くあったとの内容となっています。

また、より多くの市民にとって有益となるよう、行政にて最終判断して欲しいとの内容でもありました。

一方、長崎南北幹線道路と西彼杵道路は、移動の時間短縮にとどまらず、渋滞が慢性化している国道206号北部方面の暮らし、産業・観光、そして救命率の向上といった救急、さらには全国の県庁所在地で唯一、高規格道路のダブルネットワークが未整備という防災面での脆弱性解消など、多くの課題解消につながる極めて重要な道路です。

長崎市は、平成12年から本市を含む道路沿線の3市2町の首長、議長や関係者と構成する「西彼杵道路・長崎南北幹線道路建設促進期成会」を中心として、市議会の協力もいただきながら、整備促進に向けた積極的な要望活動を行ってきており、まさに、市民が長年望んできた道路事業です。

このうち「長崎南北幹線道路」のルートは、長崎県において、令和元年度の「ルート選定委員会」や令和2年度の「技術検討委員会」などでの議論を積み重ね、令和3年に都市計画決定されています。その後、設計や調査などの準備が進められ、次のステップとして事業認可という段階に来ています。この事業を早期に完成させることは、市民の安心安全の確保、市民の暮らしの向上のために必要不可欠と考えています。

そのためにも、平和公園スポーツ施設の再配置について、早急に方針を決める必要があるため、長崎市において検討した結果、「陸上競技場にプールを配置し、中部下水処理場跡に陸上練習場として400mトラックを再配置することが適当である」との判断に至りました。

この判断の理由は、主に4つあります。

1点目は、再検討部会及び検討委員会において、この案を支持肯定する意見が多く、陸上・水泳関係団体からも受け入れられている案であることです。

2点目は、この案の方がプールを中部下水処理場跡へ移転する案よりも、経済性に優れていることです。

なお、コスト面で比較すると、基礎関係整備だけでも20億円以上の差が見込まれ、加えて、プール本体工事も含めた全体事業費においては、国庫補助の条件などから、その差はさらに大幅に拡大することが想定されます。

3点目は、長崎都心まちづくり構想において、中部下水処理場跡については「多目的な使い方ができる空間整備」とする方針が示されており、プールを中部下水処理場跡へ移転する案よりも、同方針に整合的であることです。

4点目は、公共交通アクセス性において、中部下水処理場跡に陸上練習場の機能を確保した場合でも中高生を主体とする利用者にとって、これまでと同程度のアクセス性が確保できることです。

特に、コストの問題は、将来的な財政運営の観点から重要なものと考えています。

現時点において、被爆者団体及び守る会からは、ご理解をいただけていない状況ですが、平和公園西地区をスポーツゾーンとして位置付け、これまでスポーツ施設の改廃、新設の整備を進めてきたこと、その整備過程で遺骨が発見された場合には納骨の対応を行ったこと、市民利用が多い外周道路や憩いの広場を引き続き確保していく予定であることなどの説明を行っています。

今後も長崎市の判断について、引き続き理解を求める努力を行い、説明時に被爆者団体等からいただいた意見を踏まえて、整備を進めるにあたっては、景観や建物配置も含め、平和への思いや配慮をどのように反映していくか、これらの団体やスポーツ団体をはじめとする関係団体からも意見を聞きながら、丁寧に進めてまいります。

2 検討経過について

(1) 概要

長崎県事業の長崎南北幹線道路計画を契機として、平和公園西地区のあり方や道路計画に支障をきたすスポーツ施設の再配置などについて検討し、平和公園西地区の再整備に係る基本計画を策定するものです。

基本計画の策定にあたっては、令和3年6月に「長崎市平和公園再整備基本計画検討委員会」を設置し、同委員会に諮りながら検討を進めています。その後、令和4年11月市議会で長崎市平和公園スポーツ施設の再配置に関し慎重丁寧な調査検討を求める請願がなされるなど、幅広い視点から調査検討を行うことが求められたことから、検討委員会内に「平和公園スポーツ施設の再配置に関する再検討部会」を新たに設置し、スポーツ施設の再配置に特化した検討を進めてきました。

また、再検討部会の臨時委員が属する守る会とは、個別での意見交換、申し入れや要望への文書回答などにより対応を行いながら、検討を行ってまいります。

(2) 再検討部会の検討及び守る会等との協議の状況

日付	事項	内容・結果・対応
令和5年 9月29日	第1回 再検討部会	【審議内容】 ○長崎南北幹線道路の概要とルート選定の経緯について(報告) ○スポーツ施設の再配置に関する委員の意見、委員による意見交換(要望、考え方、留意すべき点など) 【結果】 ○長崎南北幹線道路の計画ルートを前提に、スポーツ施設の再配置に特化した議論を行っていくことを確認
令和5年 11月2日	第2回 再検討部会	【審議内容】 ○スポーツ施設の再配置検討において留意すべき点や観点に関する意見交換 【結果】 ○スポーツ施設の再配置において留意すべき点や今後の検討の進め方、抽出や評価の観点について確認
令和5年 12月21日	第3回 再検討部会	【審議内容】 ○スポーツ施設(市民総合プール)の再配置パターンに関する意見交換 【結果】 ○再配置先の抽出条件(敷地条件、公共交通機関のアクセス性)から、中部下水処理場跡と平和公園(陸上競技場)をプールの再配置先の候補地として抽出

令和6年 2月7日	第4回 再検討部会	<p>【審議内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○スポーツ施設（市民総合プール）の再配置先の評価に関する意見交換 <p>【結果】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○次回再検討部会では陸上競技場も併せて評価
令和6年 3月7日	守る会との意見交換	<p>【内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○第4回再検討部会の資料に対する質疑（交通アクセス性、基礎関係整備費などについて） <p>【市の対応】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○事前の質疑に対し文書により回答し、説明を行った（回答は第5回再検討部会の資料として添付）
令和6年 3月28日	第5回 再検討部会	<p>【審議内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○スポーツ施設（市民総合プール・陸上練習場）の再配置先の評価に関する意見交換 <p>【結果】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○パターン1「中部下水処理場跡にプール、陸上練習場を存続する案」、パターン3-2「陸上競技場にプール、現在のプールの場所に300mトラックを再配置する案」、パターン4「陸上競技場にプール、中部下水処理場跡に400mトラックを再配置する案」の3案を支持する意見 ○結果を検討委員会に報告し、合同会議の開催が決定
令和6年 4月24日	守る会との意見交換	<p>【内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○守る会関係者2名から「都市計画マスタープラン等の観点からの見解」、「経済性の試算」について意見 <p>【市の対応】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○これまでの検討内容及び市民総合プールの移転に係る基礎関係整備の考え方、試算結果について説明（協議結果や資料等は第6回再検討部会の資料として添付）
令和6年 5月22日	第6回 再検討部会 （検討委員会との合同 会議）	<p>【審議内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○再検討部会の結果を報告 ○関係人2人から「都市計画マスタープラン等の観点からの見解」と「経済性の試算」の意見を聞いて議論 <p>【結果】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○パターン1とパターン4に意見が集中し、絞られた（パターン4を支持し肯定する意見が多くあった） ○検討委員会から中間報告書（長崎市平和公園スポーツ施設の再配置について）を提出することが決定 <p>【市の対応】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○関係人からの質疑や経済性の試算の指摘について回答・報告（第6回再検討部会の資料として添付）

令和6年 6月7日	中間報告	<ul style="list-style-type: none"> ○検討委員会から中間報告書(長崎市平和公園スポーツ施設の再配置について)が提出される ○経済性の点、陸上と水泳の両競技において必要な環境が確保できるという点、及び交通問題が発生する可能性を回避できるという点などから、パターン4「陸上競技場にプールを配置し、中部下水処理場跡に陸上練習場として400mトラックを再配置する案」を支持し肯定する意見が多くあった ○より多くの市民にとって有益となるよう、行政にて最終判断して欲しいとの内容
令和6年 6月10日	守る会から中間報告に対する申し入れ書が提出される	<p>【内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○再検討部会の資料が偏っているとの意見(再配置案、基礎関係整備費用、都市計画等との整合) ○資料の信憑性(陸上競技場の利用者数) ほか
令和6年 6月20日	守る会から合同会議に関する質問回答及び第7回委員会の開催要求書が提出される	<p>【内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○第6回再検討部会(合同会議)の内容に関する質問 ○第7回再検討部会(合同会議)の開催要求 <p>【市の対応】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○6月10日の申し入れを含め、中間報告書及びこれまでの経緯を踏まえ、「スポーツ施設の再配置に関しては、市が判断する段階である」と回答
令和6年 7月10日	守る会から申し入れ書が提出される	<p>【内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○委員の追加要望 ○再検討部会等による現地視察の実施要望 ほか <p>【市の対応】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○6月20日の要求書に対する回答で対応している
令和6年 7月10日	守る会と被爆者4団体の合同要望書が提出される	<p>【内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○陸上競技場の現在地存続を強く要望 <p>【市の対応】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○被爆者4団体への意向確認を実施(7・10月の2回)

令和6年 7月30日	守る会から意見書・申し入れ書が提出される	<p>【内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○再検討部会の今後について質問 ○市民総合プールを陸上競技場に移転しなければならない根拠等の要求 ○陸上競技場が今の形で存在しなくなることの負の効果についての回答要求 ○経済比較に係る疑問への回答要求 ほか <p>【市の対応】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○6月20日の要求書に対する回答と内容が重複することから、来庁時に「スポーツ施設の再配置に関しては、市が判断する段階である」と回答している ○意見・申し入れ内容に関しては再検討部会及び意見交換で対応している
以下、令和6年9月市議会 建設水道委員会 陳情第5号以降の経過		
令和6年 9月12日	陳情について建設水道委員会で審査	<p>【内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○検討経過、中部下水処理場跡にプールを配置する場合の基礎関係整備に関する試算の比較、まちづくりの観点による市民総合プール及び陸上練習場の再配置先の評価、市の見解について説明 <p>【結果】</p> <p>次の意見要望が出された。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○様々な検討をして中部下水処理場跡地をどのように生かしていくのか方針を決めてほしい ○移転補償費も含めた全体事業費の中で、移転先の比較検討を行ってほしい ○市民への理解を求める努力を行い対応してほしい
令和6年 9月17日	長崎市平和公園問題市民連絡会（以下「市民連絡会」という。）などから建設水道委員会での市資料・説明への指摘文書が提出される	<p>【内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○「慎重丁寧な調査検討」とは程遠い市の対応 ○まちづくり、平和公園の在り方からの検討 ○中部下水処理場跡地の整備費用 <p>【市の対応】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○文書により回答（令和6年11月1日）
令和6年 9月26日	守る会から署名が提出される	<p>【内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○1,350筆の署名が追加提出された（合計 約 15,500筆）

<p>令和 6 年 10 月 15 日</p>	<p>市民連絡会などから質問状が提出される</p>	<p>【内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○公共交通のアクセスと経済性、残された重要な論点 ○まちづくり、平和公園の在り方からの論議 ○中部下水場跡地の基礎関係整備費について ○スポーツの利用環境の確保、県・市道の渋滞問題、その他 <p>【市の対応】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○文書により回答(令和 6 年 11 月 1 日)
<p>令和 6 年 11 月 15 日</p>	<p>市民連絡会などから質問状に対する市の回答についての意見書が提出される</p>	<p>【内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○公共交通アクセスについての評価 ○経済性、県からの移転補償費 ○中部下水処理場跡地の基礎関係整備費 <p>【市の対応】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○文書により回答(令和 6 年 11 月 8 日) ○11 月 18 日及び 11 月 25 日の意見交換において質疑応答
<p>令和 6 年 11 月 15 日</p>	<p>市長から被爆者 4 団体への説明及び意見交換</p>	<p>【内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○「陸上競技場にプールを配置し、中部下水処理場跡に陸上練習場として 400mトラックを再配置する案」が適切という市の考えを説明 <p>【主な意見】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・爆心地に近い場所であるこの陸上競技場をしっかりと位置づけてもらいたい ・遺骨やがれき、遺構など多くが地下に眠っている ・広い空間は残しておくべき。もう少し、平和公園の在り方を丁寧に検討してはどうか <p>※意見等を受けて、再度、各団体と意見交換(3回)を行い、理解を求めている</p>

<p>令和6年 11月18日</p>	<p>市長から守る会への説明及び意見交換</p>	<p>【内容】</p> <p>○「陸上競技場にプールを配置し、中部下水処理場跡に陸上練習場として400mトラックを再配置する案」が適切という市の考えを説明</p> <p>【主な意見】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・陸上競技協会がパターン4に同意しているとの長崎市の説明は、間違っている ・高校生や大学生からも残して欲しいとの声が挙がっている ・中部下水処理場跡では、陸上専用の施設として機能不足である ・パターン4を支持する意見の前提は経済性だが、試算自体に疑念がある ・市が示した建物移転補償はあくまで基準（建前）であり、政策協議すれば額は変わる ・開放的な良さが大幅に減る
<p>令和6年 11月25日</p>	<p>市長と守る会の意見交換</p>	<p>【内容】</p> <p>○11月18日に引き続き、再度意見交換</p> <p>【主な意見】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・長崎市から市陸上競技協会や学校に問い合わせることは不適切である ・委員会進行への疑念、防災公園としての機能喪失、市民交流の場喪失による負の経済効果等についての意見 ・市の基礎関係整備費の試算への疑義 ・平和観点からの検討が必要

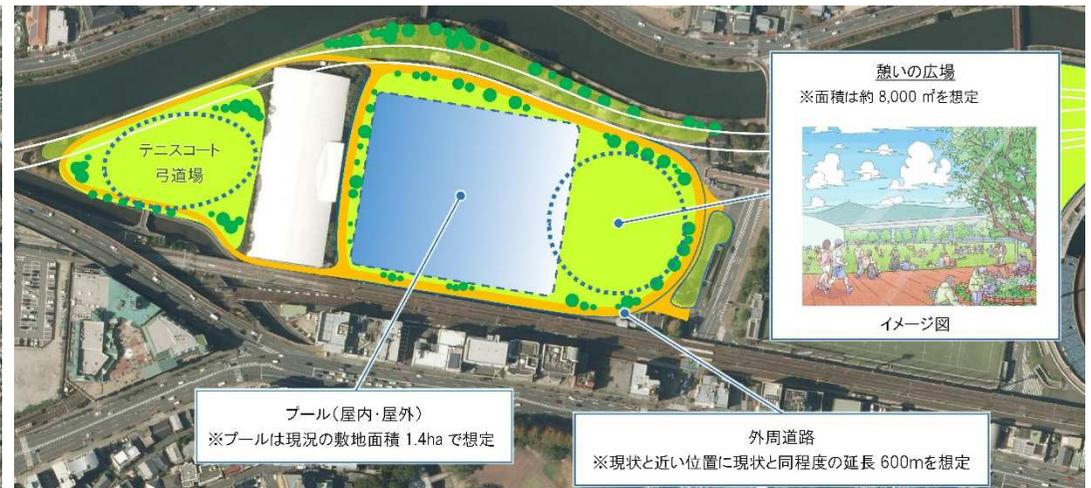
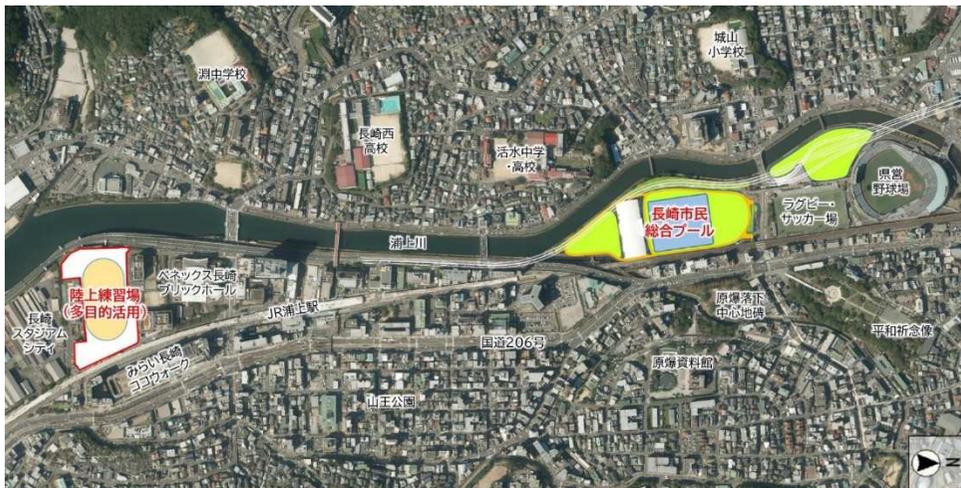
3 長崎市民総合プールと陸上練習場の再配置先

プールを陸上競技場に移転し、陸上練習場（400mトラック）は中部下水処理場跡に再配置する案が適当

【理由】

- 再検討部会及び検討委員会において、パターン4（プールを陸上競技場に移転し、陸上練習場（400mトラック）は中部下水処理場跡に再配置する案）を支持肯定する意見が多く、陸上・水泳関係団体からも受け入れられている案であること。
- パターン4（プールを陸上競技場に移転し、陸上練習場（400mトラック）は中部下水処理場跡に再配置する案）の方が、パターン1（プールを中部下水処理場跡に移転し、陸上競技場を存続する案）に比べ経済性に優れていること。なお、パターン1と4では、基礎関係整備費に20億円以上の差が見込まれること。
- 中部下水処理場跡については、長崎都心まちづくり構想で「多目的な使い方ができる空間整備」とする方針が示されており、広場として活用できるパターン4の方がプールとして活用するパターン1に比べ、より方針に沿った整備が可能であること。
- 公共交通アクセス性において、中部下水処理場跡に陸上練習場の機能を確保した場合でも、中高生を主体とする現在の陸上競技場の利用者にとって、これまでと同様にアクセスが可能であること。

現在の陸上競技場にある外周道路及び広場（一部）機能は、引き続き存置



4 請願の趣旨に対する市の考え

(1) 市の事業費が実際にはいくらになるのか、肝心な点で説明責任が果たされていない

- 基礎関係整備費は、これまでも第5回・6回再検討部会及び令和6年9月市議会 陳情第5号 長崎市宮松山陸上競技場の現地存続に関する陳情の中において、説明・回答しています。中部下水処理場跡での地盤改良において、守る会関係人の試算は現地の条件に合わない工法を選定しているなど、試算が異なる理由を示しています。(資料1)

なお、地盤改良の工法選定の妥当性等については、長崎県技術士会会長からも同様の意見を得ています。(資料2)

- 経済性では、プールを陸上競技場に配置する方が国の有利な財源を活用でき、中部下水処理場跡に比べ相当な優位性があります。有利な財源を活用しない場合は、本市の将来的な財政運営に極めて大きな影響を及ぼします。その額は、基礎関係整備費だけでも20億円以上の差が見込まれ、プール本体工事も含めた全体事業費においては、国庫補助の条件などから、その差はさらに大幅に拡大することが想定されます。(資料3)
- 駐車場整備費については、市が実施した直近の事例を参考に算出しています。また、まちづくり部が示した基礎関係整備費の約10億円は、土木部の試算結果を参考に、整備面積に比例した考えのもとで算出したものです。
- プールの移転補償費は、移転先によって額が変わることはありません。また、補償基準に基づき経過年数に応じた減価償却分が減額されるため、移転先の敷地整備費や上屋建設費などが協議によって全額補填される制度とはなっていません。なお、プールの移転補償について、第4回再検討部会において「市民総合プールは県の建物補償費をもとに整備することになるが、減価償却により全ての建設費用が補償されるものではない」と説明しています。また、第5回再検討部会において、「移転先の場所が変わっても、補償額が増減することはない」ことを説明しています。
- 整備費や補助金は、他都市の事例や国の制度に基づき算出しています。なお、補助金は、プール建設が公園区域であるか否かによって、大きな差が生じます。公園区域でない佐賀県のプールでは文部科学省の補助(約2億円)の活用、公園区域内の和歌山県のプールでは国土交通省の補助(事業費の約50%)の活用実績を確認しています。
- 400mトラックの整備費用は、市の負担としたうえで経済比較を行っています。
- プールを陸上競技場に配置した場合でも、日頃から多くの市民がジョギングや散歩で利用している外周道路及び多目的に憩える広場を引き続き確保する予定であること、陸上練習場の機能を中部下水処理場跡に確保することから、負の経済効果は発生しないと考えています。

(2) 平和公園の在り方などについても議論が尽くされていない

- 第6回再検討部会（合同会議）における部会長の発言は、会議において委員から出された意見を整理して述べた内容であることを確認しています。また、部会長のまとめとして、「この両案のどちらがよいかを検討するにあたっては、先の都市計画の見方（建物の密度）も踏まえながら、行っていただけたらよいと思う。」となっています。その後、委員長から「あとは行政として皆様の意見を踏まえて、判断していただくことになると思う。ついては、委員長と部会長名で市には中間報告をさせていただく。」の発言で会議を終了しています。
- 平和公園西地区は、昭和26年の開設当初からスポーツを通して平和を感じる運動公園を目指し整備しており、これまでもスポーツゾーンとして改変してきたところです。平成5年には、被爆団体も委員として加わり取りまとめられた「聖域化に関する報告書」の中で、爆心地地区を祈り、祈念像地区を願い、原爆資料館地区を学びの地区として位置づけ、陸上競技場等がある平和公園西地区はスポーツゾーンとの位置づけで引き続き整備を進めてきており、プールを陸上競技場に再配置しても、一貫してスポーツゾーンとしてのコンセプトは変わりません。

(3) 地下の遺骨の確認状況次第では南北幹線道路の完成が遅れる

- 被爆当時、現在のプール、ラグビー・サッカー場、野球場があるエリアは主に工場が建ち並び、現在の陸上競技場があるエリアは、市道側に沿って工場や寮が建ち並んでいたが、それ以外は旧三菱陸上競技場が多くを占めていました。
- 平成8年に、ラグビー・サッカー場と松山駐車場の整備工事を実施した際、十数個の小骨片などの遺骨が発見されましたので、原子爆弾無縁死没者追悼祈念堂へ納骨しています。なお、この工事では、遺骨発見に伴う大幅な工事の遅れはありませんでした。なお、プールを中部下水処理場跡に建設するとした場合、軟弱地盤に対応する基礎関係整備には相当程度の期間を要することになるため、プールを陸上競技場に建設する場合のみ工期リスクがあり南北幹線道路の完成遅れに影響するとは、言えないと考えます。
- 旧三菱陸上競技場では、原爆で亡くなられた方が火葬されたとされていますが、遺骨は回収され納骨されたとの証言を聴取しています。
- 昭和28年に市営陸上競技場をつくり、昭和60年度に陸上競技場のスタンド改修を行っています。また、平成3年度に陸上競技場スタンド周りへの下水道管の敷設工事、平成23年度に庭球場の屋根設置工事を実施し、掘削していますが、遺骨が発見された記録はありません。
- プールは遺骨が埋まっている可能性が低いと考えられる旧三菱陸上競技場（現テニスコート側）に配置を計画していますが、工事掘削等にあたり遺骨を発見した場合は、これまでと同様に原子爆弾無縁死没者追悼祈念堂へ納骨するなどの丁寧な対応を行います。
- 被爆遺構等については、当時の地表面レベルを試掘等によって確認しながら、その地層段階では遺構・遺物があるかもしれないことを想定し、慎重に掘削を行います。

(4) 1万5千筆の存続署名に表れた市民の願い

- 陸上競技場の400mトラック、芝生広場、600m外周道路の利用者の合計は、令和4年度に実施した9日間の現地調査から、年間約35万人と推計しています。このうち、400mトラックの利用者は年間約4万人と推計しており、残りの年間約30万人は、日頃から市民がジョギングや散歩で利用している600m外周道路の利用者がほとんどです。
- プールを陸上競技場に配置した場合でも、600mの外周道路やラジオ体操など市民が多目的に憩える広場を8,000㎡程度引き続き確保することを予定していますので、年間利用者の大部分の方には、影響しないと考えています。
- 400mの陸上練習トラックについては、中部下水処理場跡に陸上練習場の機能を移設することとしており、市内全域ではなく、周辺の中高生を主体とする利用者にとって、これまでと同程度の公共交通アクセス性が確保できるものと考えています。

(5) 陸上の練習環境は確保されず松山の良さも失われる

- 陸上関係団体は、400mトラックの練習環境を強く望んでおり、その環境を中部下水処理場跡で確保します。
- 中部下水処理場跡の土地利用は、現在の松山の陸上競技場と同様に陸上の練習機能を備えた多目的広場を予定しています。
- 現在の陸上練習は、平日の夕方や土日が多く常時利用されている状況ではないので、中部下水処理場跡においても、陸上の練習と賑わい創出などの多目的利用は両立が可能と考えています。また、ルール作りにより誰もが安全に利用できるような環境をつくれます。
- プールを陸上競技場へ配置する場合でも、現在と同程度の外周道路と市民が多目的に憩える8,000㎡程度の芝生広場を引き続き確保する予定であり、中部下水処理場跡に確保する多目的広場は、新たな都心部の空間として、行事の開催などにも活用できると考えています。
- 災害時の機能について、昭和57年の長崎大水害以降、長崎県庁は前面広場を含め防災拠点として整備されており、また県庁舎屋上には専用ヘリポートも整備されています。このほか、災害に備え複数の搬送・輸送手段を確保することも重要である中、中央地域と東部地域を繋ぐ国道34号の4車線化や、長崎自動車道、長崎バイパスといった広域の代替道路も整備されるなど、道路網も災害に対し強靱化が進んでいます。

(6) プールにとっても中部の方が利点が多い

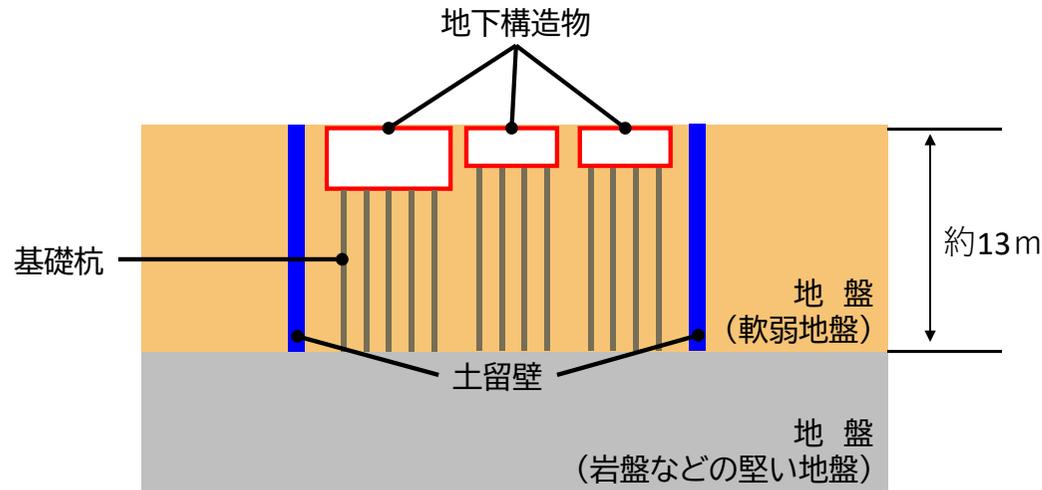
- プールを中部下水処理場跡、陸上競技場のどちらに整備した場合も、公共交通アクセスや敷地条件（面積・形状・法規制）は大きな差がないものと考えています。
- スタジアムシティとの相乗効果においては、中部下水処理場跡にプールを整備した場合、多目的広場を整備した場合のいずれにおいても、それぞれの施設において様々な使い方が想定されるため、優劣を判断するのは難しいと考えます。
- 長崎都心まちづくり構想の整備方針においては、中部下水処理場跡にプールより多目的広場を整備する方が、同方針に整合すると考えます。
- 利用者の視点において、第5回再検討部会における市水泳連盟の委員は、「私たちはクオリティを求めたいため、パターン3-2を推している。市民総合プールが中部下水処理場に移転した場合でもいいとは思いますが、民業圧迫が若干心配される。」と発言しています。

市陸上競技協会の委員は、第4回再検討部会で「練習拠点で構わないが、400mトラックにこだわりたい。中部下水処理場に移転することはどうかという意見であったが、その案も十分に検討の余地がある」、第5回再検討部会で「パターン1かパターン4がありがたい案だと思っている」、第6回再検討部会で「400mトラックを利用できる環境を強く希望している。その場合、パターン1、もしくはパターン4が適当であると考えている。しかしながら、パターン4では、松山陸上競技で長年培った地域に根付いたコミュニティが崩れてしまことが少し懸念されるところが寂しいと思う」と発言しています。

以上から、パターン4は、陸上・水泳関係団体からも受け入れられている案です。

中部下水処理場跡にプールを配置する場合 基礎関係整備に関する試算の比較(長崎市と守る会関係人)

		長崎市	守る会関係人	試算が異なる理由
地盤改良		約15億円 (エポコラム工法)	約6億円 (従来工法)	守る会関係人の試算は、「基礎杭が存置された地盤では施工ができない工法を選定している」ため。 (地盤の安定性の確保及び周辺施設への悪影響を防止するため、基礎杭を存置することが望ましい)
地下 構造物	土留壁	約5億円	不要	地下構造物が存置した状況では地盤改良ができないため、地下構造物を撤去するには土留壁が必要
	撤去・埋戻	約5億円	約2億円	守る会関係人の試算は、①コンクリート取壊しの単価が無筋コンクリート相当になっているため(現地は有筋コンクリートである)、また、②埋め戻す土砂が無料で入手できる想定となっているため(無料入手の見込みは現時点で想定できない)
合計		約25億円	約8億円	



中部下水処理場跡に土留壁を設置したイメージ



中部下水処理場跡の杭基礎配置図

○地表面から約13m下が支持地盤、その上部は軟弱な地盤が堆積、地下水位は高い。
○杭基礎(φ250~350mm)約5,000本が埋設、地下構造物が多数存在。

長崎県技術士会会長の意見書

令和6年10月8日

中部下水処理場跡に市民総合プールを整備する場合の工法選定等の妥当性について

長崎県技術士会会長 山口 和登
 技術士（応用理学部門・地質-CPD 認定）
 1級土木施工管理技士 地質調査技士

中部下水処理場跡に市民総合プールを整備する場合の工法選定等について、長崎県土木企画課は次のとおり整理している。

1. 既存の杭基礎は地盤状況から存置する。また、杭基礎の存置を前提として、杭基礎の破碎と地盤改良を同時に行うことが可能なエポコラム工法を選定する。
2. 地盤掘削の際は土留が必要で、遮水性の高いソイルセメント柱列壁を選定する。
3. 市民総合プールの基礎として老朽化している既存杭は利用しない。

これらの工法選定等の妥当性について、次のとおり見解を述べる。

1. 既存の杭基礎を地盤状況から存置することの妥当性。また、杭基礎の存置を前提条件として、地盤改良の工法選定の妥当性。

（見解）

過去の地盤調査の結果、対象地盤はTP-11.1～-9.5mに支持地盤となる岩盤（安山岩）が出現し、その上位は地表（TP+2.8m）まで軟弱（N値0～4）な砂層（礫混じりシルト質砂）及び埋土からなっており、地下水位もTP-0.95～+0.75mと高い。更に地下水位は感潮河川である浦上川の干満の影響を受けていると思われる。以上からして、地震や人工的な地盤の振動により砂層が液状化することは明白である。

この為、市民プール整備に際して障害とならない既存の杭基礎を存置することは、杭基礎の撤去の際の地盤の振動による地盤の液状化の発生をできるだけ少なくするためには、有効と思われる。但し、杭基礎存置には市民プール整備の際、障害となる場合も予想され、また、既存の地下構造物自体が障害となることは十分に考えられる。その際、地盤改良工法としてはできるだけ振動を抑え、必要な箇所のみを除去し、かつ改良できる深層地盤改良による地盤改良工法が望まれる。エポコラム工法は妥当であるが、改良体の築造が必要のない平坦地盤の浅層（底盤部）地盤改良についても、構造物築造の施工性を考えた場合、検討（地盤特性に応じた工法、改良材等）しておく必要があろう。

2. 地盤条件から遮水性のある土留壁を選定する妥当性。

（見解）

1.でも述べたように対象地盤の地下水位は高く、かつ干満の影響を受けている。また、既存の地下構造物自体が障害となることから、除去する必要がある。この為、市民プール整備の際に地下構造物を構築する際、所によってはGL-7m（TP-4.2m）付近までの地盤掘削が必要となる。現地下水位がTP-0.95～+0.75mの為、掘削現場底盤までの地下水位を現状の地下水位から3.3～5.0m低下させる必要があり、地下水位低下工法（ウエルポイント工法やディーブウエル工法等）が考えられる。しかし、この工法は、周囲から多量の地下水が流入することとなる。これを防止しなければ、掘削現場周辺の地下水低下に伴う地盤沈下や、地盤の側方移動等の障害が生じるとともに、掘削現場でのボーリングやヒービング等が生じる可能性が大である。

このためには、掘削のための水替えを最小限にするには掘削現場周囲の遮水（周辺及び地下深部からの地下水流入防止）が必要となる。遮水壁の遮水機能（止水）は当然のこと、土留として機能（強度）が必要となり、この為の工法が必要となり、止水壁や地盤改良も当然必要となろう。ただし、止水壁及び地盤改良も多くの工法があり、現場条件に適した工法の選定が必要である。

3. 既存杭利用が難しいと判断する妥当性。

（見解）

既存杭の利用は「既存杭の耐用年数ほか既存杭利用の手引き」から判断されるように、既存杭自体にその効果を期待することは難しい。地盤改良の際、地盤改良の妨げとなる既存杭の撤去はいたし方ないとしても、妨げとならない既存杭に関しては撤去の際の地盤に与える振動、それに伴う地盤の液状化・軟弱化を少なくすることを考えると、残置はプラスになるも大きなマイナスにはならないと判断される。

以上

平和公園スポーツ施設 再配置検討の経済比較(トータルコスト)

市の負担額について、パターン1とパターン4におけるコスト差を全体事業費の中で比較するために作成したものである。

項目		プール移転先	中部下水処理場跡	陸上競技場	備考
支出	①新プール上屋整備費		約100億円	約100億円	他都市事例より仮定 佐賀県(約115億円)宮崎県(約102億円)
	②新プール基礎整備費		約25億円	約2億円	再整備検討委員会提示資料
	③その他の整備費		約2億円 (駐車場)	約2.2億円 (陸上練習用トラック)	再整備検討委員会提示資料
	④中部処理場跡所管替 (土地取得費)		約30億円	約30億円	近隣公示地価等から全体価格を試算し、地下構造物撤去費等を控除して算定 敷地面積:約27,000㎡
	小計		約157億円	約134.2億円	
収入	⑤現在のプールに対する 移転補償費		約51億円	約51億円	新築時(1996年)からの経過年数(2024年で28年)に応じた再築補償率を乗じて算定 ※移転先に関係なく補償額は同額
	⑥新プール(上屋+基礎) に対する補助金		約2億円 (文科省補助想定) <small>※現在のプール建築面積は約7,000㎡。敷地面積約27,000㎡から、建蔽率は約26%程度が想定される。</small>	約51億円 (国交省補助想定)	国の補助制度活用を想定 国交省制度は、条件として建設敷地は「公園区域内」 ⇒中部下水処理場にプールを建設する場合、都市公園法で規定する建蔽率上限(12%)を満足せず、活用不可
	⑦土地取得(④)に対する 補償費等		約15億円	約25億円	公共施設移転の場合の補償・補助制度活用を想定 (公共補償、国交省補助制度)
	小計		約68億円	約127億円	
合計(支出-収入)			約89億円	約7.2億円	⇒コスト差は、最大で80億円と想定

※令和6年11月時点、各設定金額は現時点での想定であり、確定したものではない。

※補償費や補助金は、今後県や国との協議が必要。また、補助金の内示減などは考慮していない。